

保育ルーム Felice 和光Ⅱ園

重要事項説明書

〈令和8年4月1日現在〉

保育ルームFelice和光Ⅱ園 重要事項説明書
〈令和8年4月1日現在〉

1. 事業者

事業者の名称	SOUキッズケア株式会社
代表者氏名	長澤 宏昭
法人の所在地	東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング4F
法人の電話番号	03-6897-3892
定款の目的に定めた事業	保育所経営

2. 事業の目的

事業の目的	地域への優良な保育サービスの提供
運営方針	保育(養護と教育)の向上を常に図り、地域の子育てニーズに対応する、子育て家庭への総合的な支援・サービスを追及します。

3. 保育所の概要

名称	保育ルーム Felice 和光Ⅱ園
所在地	埼玉県和光市本町 5-28 KS ビル 1F
認可又は認証年月日	平成 27 年 4 月 1 日
電話番号	048-469-6555
施設長 氏名	三浦知巳
入所定員(年齢別)	1歳/6名 2歳/6名 合計12名
職員数	6名(施設長1名 保育士4名 栄養士1名) 令和8年2月1時点
取扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の考察・自己評価は、常に行い、毎月の保育会議や定期開催の全体会議などで、全園にて確認し、サービス内容の向上に努めます。
職員への研修の実施状況	保育会議月1回以上、実務研修年2回以上
嘱託医 嘱託歯科医	田中医院 高澤 美恵子 一般社団法人朝霞地区医師会 派遣嘱託医 メリー歯科 清水恵子

4. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時00分から20時00分(月～金) / 7時00分～18時00分(土)
うち延長保育時間	(保育標準時間) 18時00分から20時00分まで (保育短時間) 7時00分から8時30分までと16時30分以降
休所日	日曜日・祝日・年末年始

5. 施設の概要

建物	鉄骨耐火造 3階建ての1階 延べ床面積 81.68 m ²
施設の内容	保育室 1室 57.05 m ² 調理室 5.77 m ² トイレ (1室) 4.12 m ² スタッフルーム 12.58 m ² 玄関 2.5 m ²
設備の種類	冷暖房
安全保障	乳幼児 賠償責任保険加入・傷害保険
その他	屋外遊戯場 無 (代替場所 チビッコ公園 897.34 m ²)

6. 職員体制

	正規職員	正規職員の資格	その他職員	その他職員の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			
保育従事職員	1人	保育士 1人	3人	保育士 3人	
保育補助者	0人	保育士 0人	1人	保育士 1人	
栄養士	1人	栄養士 1人			

7. 保育計画

組・グループ	保育計画
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・快適に生活できる環境のもとで、食事、排泄、着脱など、身の回りのことに興味を持ち、自分でやってみようとする。 ・保育者との繋がりをもとに、自分の思いを言葉や行動で
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者との安定した関わりの中で、自分の気持ちを安心して表す。 ・保育者に手伝ってもらいながら、自分の身の回りのことが出来るようになり、自分で出来る喜びを感じる。
その他 (年間行事等)	5月：子どもの日の会、内科検診 6月：歯科検診 7月：七夕集会、 8月：夏祭り 10月：親子遠足、ハロウィン 11月：内科検診 12月：クリスマス会 2月：節分 3月：ひなまつり会、卒園式 ※日程、開催変更または中止になる場合がございます。

8. 毎日の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

時間	朝	～	昼	～	夕方	～	夜		
1歳児	登園	自由遊び	おやつ	園外保育	昼食	午睡	おやつ	自由遊び	閉園
組 2歳児	登園	自由遊び	おやつ	園外保育	昼食	午睡	おやつ	自由遊び	閉園

(2) 園外保育 近隣にある公園等、公園数カ所に園外保育に行きます。

9. 昼食等について

昼食・おやつ	保護者の方へは、月末に翌月の献立表をお配りします。 ※調理につきましては系列の和光園にて調理。その後運搬して提供になります。
アレルギー等の対応	使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例) 卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	水質検査を年1回実施しています。 調理師及び調乳担当者は、毎月検便を行っています。

10. 入園について

(1) 当園の利用を希望する場合は、当分の間、和光市が定める様式及び方法により、和光市に申込みを行うものとする。

11. 保育所と保護者の連絡について

(1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにルクミー連絡帳を活用します。

体温、食事、排便状況、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したことなど乳幼児の家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようお願い致します。

(2) 毎月園だよりを発行します。行事や共通連絡事項などをお知らせします。

12. 保護者の方が用意するもの

(1) 入園時に用意するもの

紙おむつ・お尻拭き(サブスク利用時は不要)・着替え・バスタオル・口拭きタオル

(2) 毎日持参するもの

ビニール袋・着替え・口拭きタオル

(3) 適宜補充するもの

紙おむつ・お尻拭き(サブスク利用時は不要)

13. 健康診断等について

(1) 健康診断・歯科検診

健康診断 (全乳幼児)	年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び健康診断書に記載します。
歯科検診 (全乳幼児)	年1回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び歯科検診記録表に記載します。

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び「健康の記録」に記載します。
------	--

14. 料金について

- (1) 小規模保育事業に係る利用者負担保育料
市区町村が定める額
 - (2) イベント・遠足代 ※任意参加
3,000円～10,000円/回
 - (3) 帽子代
780円/個
 - (4) 布団シーツ代
1573円/枚
 - (5) 延長保育料金
0歳児 ・月極 1500円/30分 ・スポット(1回) 150円/30分
1.2歳児 ・月極 1200円/30分 ・スポット(1回) 120円/30分
- ※上記の金額は消費税等により変更することがあります。

15. 支払い方法

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担保育料
口座引落(支払期限:毎月27日)
- (2) その他料金
口座引落(支払期限:毎月27日)

16. ご利用に際し、留意していただきたいこと

欠席する場合又は登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、18時までには御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登所停止期間を経過してから登所してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
随時に延長保育が必要な場合	前日18時までには、御連絡願います。

17. 賠償責任保険の加入

1事故	10億
-----	-----

※賠償責任保険の金額はあくまで上限となります。上記金額を保証するものではありません。

18. 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名 田中医院 高澤美恵子	
	所在地 和光市本町11番1ドレイク和光本町1階	電話048-463-2060
嘱託歯科医	氏名 メリー歯科 清水恵子(派遣嘱託)	
	所在地 埼玉県和光市白子3-28-6	電話048-466-8143
救急隊	管轄消防署名 和光消防署	
	所在地 和光市広沢1番3号	電話048-461-7850
警察署	管轄警察署名 朝霞警察署	
	所在地 朝霞市栄町5丁目9-5	電話048-465-0110

19. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	和光消防署 毎年4月届出 防火管理者 氏名 三浦知己(令和7年12月～)
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	広域避難場所 樹林公園 広沢2660-12 一時避難場所 本町小学校 本町31-17

20. 連携施設

当園は、下記法人との間における連携施設の設定について、協定を締結するものとします。

- 1, 社会福祉法人ことの葉会 中央ひなた保育園 1名
- 2, 学校法人 大和学園 新倉幼稚園 1号認定 4名
- 3, 社会福祉法人翠生会 下新倉みどり保育園 1名

連携の内容については以下の通りとします。

- (1) 集団保育の体験の機会の設定
- (2) 園庭の開放
- (3) 代替保育の提供
- (4) 教育・保育施設の継続利用
- (5) 保育の適切な提供に必要な相談・助言等に関する支援

※詳細は別途定めている連携協定書に基づくものとする。

※市外在住の方は、幼稚園のみ希望することが可能です。

21. 保育内容に関する相談・苦情

(1) 相談・苦情担当

相談・苦情受付責任者	末藤智子（副主任）	電話 048-469-6555
相談・苦情解決担当者	三浦知巳（施設長）	電話 048-469-6555
第三者委員	山本 悟（弁護士）	電話 03-6821-1610
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	

22. 「個人情報の取り扱い」

(1) 当園の利用をご希望される園児および保護者の氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、メールアドレス等）の個人を認識できる情報や、保護者の勤務先、園児の出生後の発達の状態（母子手帳、健康診断書等）に関する情報を取得します。取得の目的は、利用申込手続き、緊急連絡、園児の健康管理、保育サービスの運営管理業務に利用し、それ以外の目的ではいたしません。

(2) 当園の職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らすことないように、必要な措置を講じます。

(3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、正当な理由がある場合は保護者の承諾なく利用乳幼児に関する情報を提供することがあります。